

仕 様 書

1. 件 名 八幡川排水区雨水渠修繕

2. 場 所 下関市 長府豊浦町

3. 履行期限 令和 7 年 3 月 3 1 日まで

4. 内 容

- (1) 八幡雨水 1 号幹線内において、既設構造物の目地詰め（河川流下断面内は水中硬化用目地詰材（エポキシ樹脂系）、流下断面外はセメント系目地詰材を使用する。）及び裏込め充填（無収縮モルタル）を行うもの。なお、施工に際し、河川内の一時締め切りなどの水替えを要する。

（位置図については別図 1 のとおり）

なお、施工範囲、箇所数は、別図 2「平面図」、別図 3「標準断面図・標準展開図」を基にする。

また、施工は、事前に施工箇所の高圧洗浄を実施したのち、既設雨水渠の目地詰工を一定の高さまで行い、裏込め充填工（自然流下）、目地詰工仕上げを行うものとする。

ア 既設雨水渠目地詰充填工	1 式
イ 仮設工	1 式

5. 提出書類

- (1) 写真（施工前・施工中・完成が確認できるもの） 1 部  
(2) 完了届（以下の項目について記載されたもの） 1 部

- ア 件名  
イ 実施場所  
ウ 内容  
エ 契約金額

オ 完了年月日

- |                   |    |
|-------------------|----|
| (3) 業務計画書         | 1部 |
| (4) その他発注者が指示するもの | 1式 |

## 6. 注意事項

- (1) 施工完了後は、速やかに完了届及び写真等を提出すること。
- (2) 関係各種法令を厳守し安全に作業を行うこと。
- (3) 実施にあたっては、受注者及び関係者と打合せのうえ行うこと。
- (4) 業務に必要な機材は、受注者の負担とする。
- (5) 業務実施に際して、現場着手前に実施場所の地下埋設物の有無について各管理者に照会等を行うこと。また、実施計画に支障がないか事前に発注者に報告すること。
- (6) 業務の実施に伴い受注者の責により局及び第三者に損害を及ぼした場合は、全額負担の上これを補償しなければならない。
- (7) 施工中、既設構造物及びその他工作物を破損し、または損傷を与えた場合は、発注者に報告し、発注者の指示により受注者において原形復旧すること。
- (8) 作業時には通行人・通行車両等の安全対策を講じること。また、作業中に汚れた路面・マンホール蓋等を水洗浄すること。
- (9) 諸官庁への事務手続き（道路占用許可等）は受注者で行うこと。
- (10) 未処理汚水に接触する作業の際には、現場の状況に応じた適切な保護具等を選定し、着用、洗浄するなど、安全衛生管理に努めること。
- (11) 重機との接触事故、飛来落下事故、転落事故などを防止する安全対策を施すこと。また、作業に必要な作業主任者を選任すること。
- (12) 業務にて発生した産業廃棄物（As 殻・Con 殻等）は、処分しようとする産業廃棄物について許可を有する産業廃棄物処理施設（再資源化処理施設）に搬出し適切に処分すること。
- (13) 既設人孔作業を必要とする場合は、必要な換気対策（有毒ガス、酸素欠乏対策等）、墮落防止及び下流側管口に流され防止柵等の安全対策を施すこと。

- (14) 使用重機からの油流出等による水質汚濁事故を防止するため、使用重機の事前点検を行うとともに、事故発生時に、速やかに必要な対応が行えるよう、土のう等を用いた堰止めによる流下拡散防止作業や油吸着材等による油回収作業などの対策を事前に検討し、必要な資材を準備すること。
- (15) 構造物の裏込め充填工の裏込め材が河川に流出しないよう目地詰材が硬化したのを確認した後、裏込め充填工を施工すること。

別図1

位置図

